

議案第8号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目2番8-812号  
月山 貴幸
- 2 債 権 の 内 容 昭和48年10月22日に貸付けを行った母子家庭等技能習得金の  
貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金279,000円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ  
る見込みがないため

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った母子家庭等技能習得金の貸付けに係る債務者に対する母子家庭等技能習得金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。